

「べあ〜君」利用の基本ルール



株式会社あるあるC i t y
(2014年6月版)

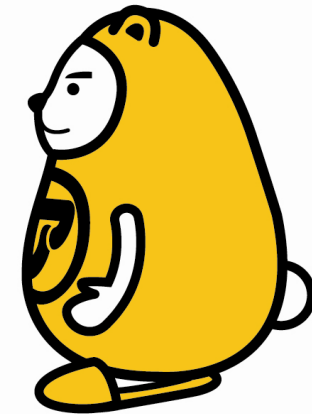
目次

第1編	利用方法	P. 3
第2編	利用料	P. 11
第3編	注意事項	P. 13
第4編	食品の取扱	P. 17
第5編	お問い合わせ窓口	P. 20

第1編 利用方法

第1章 ご利用いただける方

- ・個人又は法人の方は、株式会社あるあるC i t yに対し、同社所定の申込書により申込を行うことができます。
株式会社あるあるC i t yから利用許諾を得ることにより、「ベあ〜君」を利用することができます。
詳細は、「ベあ〜君」の利用に関する要綱をご確認ください。



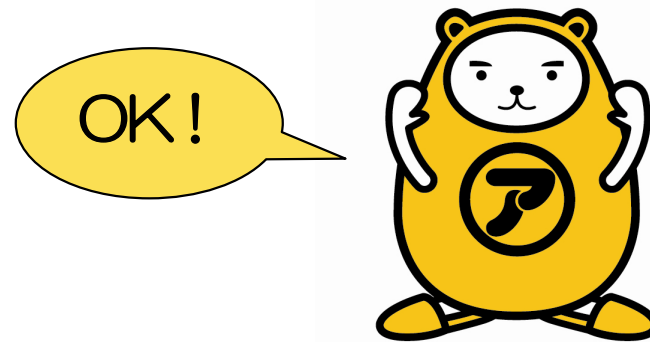
第2章 利用申込手続

- ・ 株式会社あるあるC i t yが指定する利用申込書に必要事項を記載し、必要書類とともに申込みをしていただくことが必要です。

➤詳しくは、別紙「利用申込手続について」をご確認ください

第3章 「ベあ〜君」を利用できる対象物

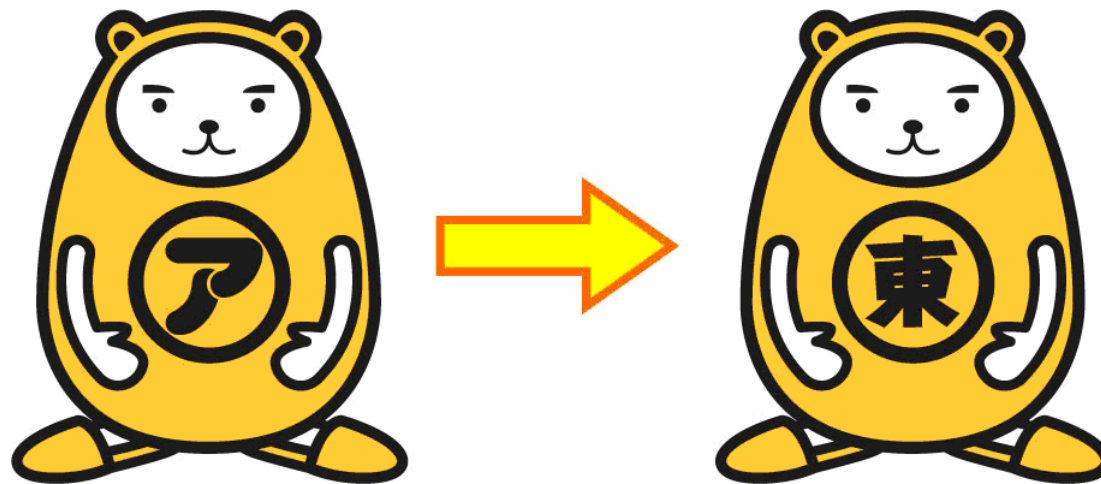
- ・商品、食品、各種ポスター、チラシ等の広告物に利用することができます。
(事前に株式会社あるあるC i t yの許諾が必要です。)



- ・株式会社あるあるC i t yが利用を許諾した「ベあ〜君」の商品等を写真に撮った場合、当該写真を新聞・テレビ・広告等に掲載することができます。もっとも、当該写真において、許諾番号を記載していただくものとします。
- ・アニメーション・動画への利用については、事前に株式会社あるあるC i t yの許可を必要とします。

第4章 お腹の文字の変更

- ・「ベあ〜君」のお腹の文字（ア）については「ア」の一文字を好きな一文字に変更することが可能です。（利用申込時に決めていただきますが、後に株式会社あるあるCityの許諾を経て変更することも可能です。）



第5章 商品のサンプルの提出

「べあ〜君」をどのように利用するか、商品の見本、商品の写真又は商品の仕様書など、具体的にわかるものをご提出いただきます。また、これらのサンプルには、どの箇所に許諾番号の表記を入れるのかを記載してご提出ください。

＜広告物等＞



当該広告の色、大きさ等を明記していただき、写真等をご提出ください。

＜商品の見本＞



商品の具体的なイメージが分かるものをご提出ください。現物を提出できない場合は仕様書等を提出してください。

第6章 許諾番号の記載

- ・「べあ〜君」を利用する際には、株式会社あるあるC i t yから許諾を受けた際に付与された許諾番号を記載してください。
(商品や広告の中の見える場所に記載してください。)

「べあ〜君」 許諾番号 第●●●●●●●

第7章 利用期間終了後の利用について

- ・「ベあ〜君」の利用期間終了後は、再度株式会社あるあるC i t yの許諾なくして「ベあ〜君」を利用することはできません。
- ・ただし、利用期間終了前までに残っている在庫商品については、株式会社あるあるC i t yから当初利用許諾を受けた範囲（商品・広告の名称、価格、製造数等）内において、利用期間終了後も当該在庫商品を利用及び販売することができます。



ご確認ください！